

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法（平成二十七年法律第十六号）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>附則 （施行期日） 1 この法律は、公布の日から施行する。 （この法律の失効） 2 この法律は、平成三十六年三月三十一日限り、その効力を失う。 （経過措置） 3 前項の規定にかかわらず、特定防衛調達に係る平成三十五年以前年度の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三十六年度以降の年度に支出すべきものとされた経費に係る当該国庫債務負担行為により支出すべき年限については、第二条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。 4 平成二十七年年度の国庫債務負担行為に係る特定防衛調達についての第三条第一項の規定の適用については、同項中「前条に規定する会計年度の予算について財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十八条の閣議決定があつたときは、遅滞なく」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。</p>